

第 1 1 0 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 1 号)

招 集 年 月 日 令 和 5 年 2 月 2 7 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 会 2 月 2 7 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 1 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 議 案 議 員 の 指 名

日 程 第 2 議 案 会 期 の 決 定

日 程 第 3 議 案 第 1 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 予 算

第 2 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 險 事 業 特 別 会 計 予 算

第 3 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 險 診 療 所 特 別 会 計 予 算

第 4 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算

第 5 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 介 護 保 險 事 業 特 別 会 計 予 算

第 6 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 訪 問 看 護 事 業 特 別 会 計 予 算

第 7 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

第 8 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算

第 9 号 議 案 令 和 5 年 度 宍 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 予 算

日 程 第 4 議 案 第 10 号 議 案 令 和 4 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 9 号)

第 11 号 議 案 令 和 4 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 險 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 3 号)

第 12 号 議 案 令 和 4 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 險 診 療 所 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 3 号)

第 13 号 議 案 令 和 4 年 度 宍 粟 市 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算
(第 2 号)

第 14 号 議 案 令 和 4 年 度 宍 粟 市 介 護 保 險 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第
3 号)

第 15 号 議 案 令 和 4 年 度 宍 粟 市 訪 問 看 護 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第
3 号)

第 16 号 議 案 令 和 4 年 度 宍 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 3 号)

| | | |
|--------|---------|--|
| | 第 17号議案 | 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 18号議案 | 令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 5 | 第 19号議案 | 宍粟市原不動滝公園施設条例の制定について |
| 日程第 6 | 第 20号議案 | 宍粟市教育支援センター条例の制定について |
| 日程第 7 | 第 21号議案 | 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 22号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 23号議案 | 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 24号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 25号議案 | 宍粟市子ども・子育て会議条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 第 26号議案 | 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 第 27号議案 | 宍粟市学童保育所条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 第 28号議案 | 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| | 第 29号議案 | 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| | 第 30号議案 | 宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 第 31号議案 | 宍粟市防災センター条例の一部改正について |
| | 第 32号議案 | 宍粟市使用料徴収条例の一部改正について |
| | 第 33号議案 | 宍粟市生涯学習センター条例の一部改正について |
| | 第 34号議案 | 宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について |
| | 第 35号議案 | 宍粟市波賀保健福祉センター条例の一部改正について |
| | 第 36号議案 | 宍粟市老人福祉センター条例の一部改正について |
| | 第 37号議案 | 宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について |
| | 第 38号議案 | 宍粟市土万ふれあいの館条例の一部改正について |
| | 第 39号議案 | 宍粟市法定外公共物条例の一部改正について |
| | 第 40号議案 | 宍粟市道路占用料条例の一部改正について |

| | | |
|---------|---------|-----------------------------|
| | 第 41号議案 | 宍粟市都市公園条例の一部改正について |
| | 第 42号議案 | 宍粟市下水道条例の一部改正について |
| | 第 43号議案 | 宍粟市水道事業給水条例の一部改正について |
| | 第 44号議案 | 宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について |
| | 第 45号議案 | 宍粟市山崎文化会館条例の一部改正について |
| 日程第 1 6 | 第 46号議案 | 辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について |
| 日程第 1 7 | 第 47号議案 | 辺地に係る宍粟市総合整備計画の変更について |
| 日程第 1 8 | 第 48号議案 | 宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 1 9 | 第 49号議案 | 市道路線の認定について |

本日の会議に付した事件

| | | |
|-------|------------|--------------------------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 第 1号議案 | 令和5年度宍粟市一般会計予算 |
| | 第 2号議案 | 令和5年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算 |
| | 第 3号議案 | 令和5年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算 |
| | 第 4号議案 | 令和5年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| | 第 5号議案 | 令和5年度宍粟市介護保険事業特別会計予算 |
| | 第 6号議案 | 令和5年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算 |
| | 第 7号議案 | 令和5年度宍粟市水道事業特別会計予算 |
| | 第 8号議案 | 令和5年度宍粟市下水道事業特別会計予算 |
| | 第 9号議案 | 令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 第 10号議案 | 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第9号） |
| | 第 11号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 12号議案 | 令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 13号議案 | 令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 14号議案 | 令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号） |

| | | |
|--------|---------|--|
| | 第 15号議案 | 令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 16号議案 | 令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 17号議案 | 令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号） |
| | 第 18号議案 | 令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第 5 | 第 19号議案 | 宍粟市原不動滝公園施設条例の制定について |
| 日程第 6 | 第 20号議案 | 宍粟市教育支援センター条例の制定について |
| 日程第 7 | 第 21号議案 | 宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 第 22号議案 | 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 第 23号議案 | 宍粟市国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 第 24号議案 | 宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 第 25号議案 | 宍粟市子ども・子育て会議条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 第 26号議案 | 宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正について |
| 日程第 13 | 第 27号議案 | 宍粟市学童保育所条例の一部改正について |
| 日程第 14 | 第 28号議案 | 宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| | 第 29号議案 | 宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正について |
| | 第 30号議案 | 宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 15 | 第 31号議案 | 宍粟市防災センター条例の一部改正について |
| | 第 32号議案 | 宍粟市使用料徴収条例の一部改正について |
| | 第 33号議案 | 宍粟市生涯学習センター条例の一部改正について |
| | 第 34号議案 | 宍粟市スポーツ施設条例の一部改正について |
| | 第 35号議案 | 宍粟市波賀保健福祉センター条例の一部改正について |
| | 第 36号議案 | 宍粟市老人福祉センター条例の一部改正について |
| | 第 37号議案 | 宍粟市千種保健福祉センター条例の一部改正について |

| | | |
|---------|---------|-----------------------------|
| | 第 38号議案 | 宍粟市土万ふれあいの館条例の一部改正について |
| | 第 39号議案 | 宍粟市法定外公共物条例の一部改正について |
| | 第 40号議案 | 宍粟市道路占用料条例の一部改正について |
| | 第 41号議案 | 宍粟市都市公園条例の一部改正について |
| | 第 42号議案 | 宍粟市下水道条例の一部改正について |
| | 第 43号議案 | 宍粟市水道事業給水条例の一部改正について |
| | 第 44号議案 | 宍粟市立学校施設等の使用に関する条例の一部改正について |
| | 第 45号議案 | 宍粟市山崎文化会館条例の一部改正について |
| 日程第 1 6 | 第 46号議案 | 辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定について |
| 日程第 1 7 | 第 47号議案 | 辺地に係る宍粟市総合整備計画の変更について |
| 日程第 1 8 | 第 48号議案 | 宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更について |
| 日程第 1 9 | 第 49号議案 | 市道路線の認定について |

応 招 議 員 (1 4 名)

出 席 議 員 (1 3 名)

| | | | |
|-------|------------|-------|------------|
| 1 番 | 中 本 隆 敏 議員 | 2 番 | 垣 口 真 也 議員 |
| 3 番 | 神 吉 正 男 議員 | 4 番 | 浅 田 雅 昭 議員 |
| 5 番 | 八 木 雄 治 議員 | 6 番 | 西 本 諭 議員 |
| 7 番 | 山 下 由 美 議員 | 8 番 | 津 田 晃 伸 議員 |
| 9 番 | 前 田 佳 重 議員 | 1 0 番 | 大 畑 利 明 議員 |
| 1 1 番 | 欠 番 | 1 3 番 | 欠 番 |
| 1 4 番 | 今 井 和 夫 議員 | 1 5 番 | 大久保 陽 一 議員 |
| 1 6 番 | 飯 田 吉 則 議員 | | |

欠 席 議 員 (1 名)

1 2 番 林 克 治 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|---|-------------|
| 事 務 局 長 | 大 前 和 浩 君 | 書 | 記 大 谷 哲 也 君 |
| 書 記 | 小 椋 沙 織 君 | 書 | 記 中 瀬 裕 文 君 |

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|--------|--------------|-------|
| 市長 | 福元晶三君 | 副市長 | 富田健次君 |
| 教育長 | 中田直人君 | 市長公室長 | 水口浩也君 |
| 総務部長 | 砂町隆之君 | 市民生活部長 | 森本和人君 |
| 健康福祉部長 | 橋本徹君 | 産業部長 | 樽本勝弘君 |
| 建設部長 | 太中豊和君 | 一宮市民局長 | 田路仁君 |
| 波賀市民局長 | 大田敦子君 | 千種市民局長 | 井口靖規君 |
| 会計管理者 | 前川満君 | 総合病院副院長兼事務部長 | 菅原誠君 |
| 教育委員会教育部長 | 大谷奈雅子君 | 農業委員会事務局長 | 祐谷佳孝君 |

(午前 9時30分 開会)

○議長（飯田吉則君） 第110回宍粟市議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位、また当局説明員の皆様におかれましては、御健勝にて御参集いただき、誠にありがとうございます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の第7波、8波と流行があり、ロシアのウクライナ侵攻、それらに伴う経済の不安定化と物価の高騰、市民生活にとっても大変な年になってしまいました。新型コロナウイルス感染症におきましては、一定落ち着いてきたため、対応策の解除といった方向が示されてきております。ほっと一息というところでありましたが、去る2月6日にトルコ南部とシリアの国境付近で両国の犠牲者が5万人を超えるという大地震が発生いたしました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、本定例会におきましては、令和4年度補正予算、使用料及び手数料の見直しによる公施設等条例の一部改正、宍粟市原不動滝公園施設条例の制定、そして令和5年度予算案など、49議案の上程が予定されております。とりわけ令和5年度予算につきましては、市民生活に直結する大変重要なものであります。予算委員会委員におかれましては、その重要性に鑑み、慎重なる審査をお願いしたいと思います。

どうか皆様、健康に留意され、最後まで審査のほうをよろしくお願いしたいと思います。どうか、市民生活に対しての思いを、皆様の思いを反映できるようにお願いいたしまして、開会の御挨拶とさせていただきます。

市長、挨拶をお願いします。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日、第110回の宍粟市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には、御健勝にて出席を賜り誠にありがとうございます。

先ほど議長の御挨拶にもありましたが、去る2月6日にトルコ南部のシリア国境付近で大地震が発生をしました。5万人を超えられる亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げたいと、このように思います。ともに被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。同時に、一日も早く復興へつながることを念じる次第であります。

今日、世界的に大きな支援が広がっているところであります。本市におきましても被災された方々への支援として、本庁舎、市民局等に募金箱を設置し、市民の皆様様の義援金を受け付けております。皆様の温かい御支援と御協力をよろしくお願い

申し上げます。

さて、今定例議会におきましては、使用料及び手数料の見直しによる公の施設等条例の一部改正、宍粟市原不動滝公園施設条例の制定、令和4年度補正予算、令和5年度予算等々、49議案の上程を予定しております。なお、令和5年度の施政方針等につきましては、後ほど御説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議員各位の御指導と御協力を賜りますよう、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。長期間となりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） ただいまから第110回宍粟市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。林 克治議員より本日の会議を欠席する旨の届出が提出されておりますので、御報告をいたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名は、お手元に配付しております議長宛の報告書写しのとおりであります。

報告4、本日市長から議案49件が提出されております。これで報告を終わります。それでは日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（飯田吉則君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

14番、今井和夫議員、1番、中本隆敏議員、以上両議員にお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（飯田吉則君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの26日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日から3月24日までの26日間に決定いたしました。

日程第3 第1号議案～第9号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第3、第1号議案、令和5年度宍粟市一般会計予算から、第9号議案、令和5年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) それでは、第1号議案から第9号議案の提案理由を含めまして、また令和5年度予算の審議に当たりまして、新年度の市政運営に臨む所信の一端を申し上げ、議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力をいただきたいと存じます。

新型コロナウイルス感染症は、感染爆発と小康状態を繰り返しており、はや3年が経過をいたしました。国では感染による国民生活の影響を見極めつつ、社会経済活動の正常化に向け、取組が進められています。

一方、昨年2月24日に世界を震撼させたウクライナ情勢を背景とした原材料価格や円安の影響により、エネルギー価格や食料価格が高騰し、天井の見えない物価上昇を招いています。国においては、国民生活や事業活動を支えるために、大型補正予算を編成し、物価高の克服、経済再生実現のための総合経済対策に取り組まれています。

本市においては、新型コロナウイルス感染症への対応として、医師会をはじめとした医療関係者の協力の下、ワクチンの個別及び集団接種など、感染症対策に全力で取り組んできた中で、行動制限の緩和とともに、社会や地域における活動も再開されるようになり、生活に正常化の動きも見えつつあります。また、エネルギー、物価高騰対策として、生活困窮者や事業者、子育て世帯や農業者などに対して、速やかな支援政策を実施し、経済活動の維持に努めました。

このような中、「第2次宍粟市総合計画後期基本計画」及び「第2次宍粟市地域創生総合戦略」の着実な推進と持続可能な財政運営の下、長期的な視点に立ったまちづくりに取り組むとともに、地域創生を進める視点として掲げる「宍粟市木育推進方針」に基づき、本市が誇る資源である森林を最大限に生かした特色ある取組を

進めていきます。

また、先人から脈々と受け継がれてきた歴史や文化、人の営みにより「ふるさと宍粟」が守られてきました。これらの有形無形にかかわらず、五感で感じるもの全てを風景と捉え、20年先、30年先の次世代に引き継いでいくために、令和4年度に「宍粟市風景ビジョン」を策定いたしました。風景は長い年月の営みの中で形成されることから、長期的な視点で風景づくりを進めることが大切であり、市民の皆様と風景ビジョンを共有し、スローガンである「日本一の風景街道」の実現を目指します。

それでは、総合計画に掲げる基本方針に沿って、令和5年度の主な政策の概要を御説明いたします。

まず、「魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり」におきまして、林業の振興では、森林施業の団地化・集約化を推進するとともに、計画作成が困難な条件不利地の森林においては、森林環境譲与税を活用し、切捨間伐などの経費を支援することで整備を推進していきます。また、新たな森林管理システムに基づき、森林所有者自らが経営管理できない森林については、森林所有者に代わる市の管理に向けて、意向調査と森林経営計画の作成を計画的に進めていきます。

次に、「農業の振興」では、農産物の生産拡大やブランド化を目指し、水稲、黒大豆、小豆、山椒の実証栽培を進めるとともに、小麦の栽培についても検討していきたいと、このように考えております。また、加工品開発や販路の確立に向けた取組を進めます。スマート農業機械等の導入を支援することで、生産性の向上と効率化を図り、持続可能な農業の実現に向けて取組を進めます。

次に、「商工業の振興」では、消費の落ち込みを回復するため、市内の商店街等が実施するお買い物券・ポイントシール事業を支援します。また、総合的な仕事の相談窓口「わくわ〜くステーション」において、職業相談等を継続していくほか、宍粟市人材力フル活用プラットフォーム推進会議を事業主体として、ビジネスマッチングフェアやインターンシップ事業を推進するとともに、市内の高等学校と連携して企業説明会を開催し、市内企業の魅力を発信することで、将来的な地域内就労の機会を創出します。

次に、「観光の振興」では、最大の観光資源である豊かな自然を生かした森林セラピーやアウトドアツーリズムを推進するとともに、悠久の歴史と発酵のふるさと、日本酒発祥の地など、宍粟市特有の地域資源を活用し、認知度の向上と観光客の誘客を図ります。また、楓香荘跡地での観光公園整備を引き続き進めるとともに、ち

くさ高原エリアにおいて、彩の森林整備と新たに整備したマウンテンバイクコースを活用し、四季折々の景観が楽しめるアクティブハイランドの形成につなげるほか、一宮温泉まほろばの湯・家原遺跡公園エリアに整備した御形の里オートキャンプ場の活用を進めるなど、市内各所の観光施設等の魅力向上による交流人口の増加を図ります。

次に、「環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり」におきましては、「森林・田園・まち並み景観の保全」では、「宍粟市風景ビジョン」に基づき、宍粟の歴史・文化や人の営み、生業や里山など、一人一人が描く風景とその風景に対する思いを募集し、デジタル写真展「後世に伝えるふるさと風景展」を開催し、環境や景観保全の意識と郷土愛への醸成を図ります。

次に、「資源循環型社会の構築」では、土の中のバクテリアで生ごみを分解する生ごみ処理機「宍粟版キエーロ」の宍粟材を使用した作成講座を開催することで、ごみの減量化促進と環境保全意識の醸成を図るとともに、木育の一環として、木や森林への関わりを深め、環境に優しいまちづくりを推進します。また市有林においては、森林整備をはじめとする環境政策を推進する財源とするため、森林の二酸化炭素吸収量をクレジットとして発行する「J-クレジット」創出への取組に着手をします。

次に、「住環境整備、土地利用の推進」では、最上山公園のトイレを建替えし、快適な公園環境を形成します。

「道路網・上下水道の整備・維持」では、都市計画道路「山田下広瀬線」と内水氾濫防止を目的とした「山田千本屋雨水幹線」の整備を並行して進めていきます。

次に、「定住魅力の高いまちづくり」におきましては、生活圏の拠点づくりの推進では、令和6年3月の完成を目指して、一宮、千種と続いた拠点整備の締めくくりとなる（仮称）波賀市民協働センターの整備を進めます。また、集落と生活圏の拠点などをつなぐ公共交通においては、市民生活に必要なバス路線を維持するため、事業者のバス運行経費の一部を引き続き支援をします。

次に、「移住・定住促進の充実」では、経済的な理由により結婚に踏み切れない若者に対し、結婚後の住居に要する費用の一部を補助することで、結婚の実現に向けて後押しするとともに、結婚を契機とした他市町への転出抑制を図ります。また、引き続き空き家バンクの運営をはじめ、移住相談や移住後のフォローなど、きめ細やかな支援を行うほか、子育て世帯などへの住宅取得への支援を行います。

続きまして、「安全で安心なまちづくり」におきましては、防災体制の充実では、

地域防災力の向上を図るため、自主防災マップづくり講習会を開催するほか、自らの地域は自らが守る体制づくりを推進するため、一宮町域で総合防災訓練を行います。また、ため池の防災・減災対策として、被害を及ぼすおそれのあるため池について、耐震化整備工事や廃止工事を引き続き進めていきます。

「消防・救急体制の充実」では、消防団員の減少を防ぎ、地域消防体制を維持するために、宍粟市消防団員に限定した「出会い応援事業」を実施し、団員の地元定着、確保につなげていきます。

「防犯・交通安全の推進」では、高齢者の交通事故減少と交通安全意識の向上を図るため、高齢者向けスクエアード・ストレイト交通安全教室を開催します。

次に、「子どもが健やかに育つまちづくり」におきましては、子育て支援の充実では、安心して出産・子育てができるように、妊娠、出産、子育てに係る費用を助成する経済的支援と伴走型相談支援を行います。

また、地域の子育て支援の充実を総合的に推進していくことを目的に、「第3期宍粟市子ども・子育て支援事業計画」の策定に着手をします。さらに、しそく木育おもちゃ広場を開催することで、子どもたちが楽しみながら木に触れる機会をつくり、感性豊かな成長を応援します。

「就学前教育の充実」では、令和6年4月に開園を目指す、城下地区認定こども園の整備や、幼稚園における3歳児教育・預かり保育の全市展開と給食の導入、さらには公開保育や職員研修、小学校との連携事業などを通じて、教育・保育の質の向上を図る取組を進めます。

「学校教育の充実」では、令和6年度からの活用に向けて、デジタル教科書として社会科教科書副読本を作成します。また、「宍粟市小中一貫教育の推進及び整備方針」に基づき、令和5年4月から波賀小学校・中学校において、小中一貫教育を推進します。

次に、「保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくり」におきましては、健康づくりの推進では、健康しそく21及び第2次宍粟市食育推進計画の中間評価を行い、令和7年度からの健康増進、食育の取組内容の見直しを行います。

「地域医療の充実」では、国民健康保険診療所を運営するとともに、各医療機関と連携した訪問看護ステーションの運営により、在宅医療の充実を図り、市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域医療体制の確保を図ります。また、新病院建設事業においては、令和8年度の開院を目指して実施設計業務を進めます。

「地域福祉の充実」では、ひきこもりサポートセンターにおいて、居場所の提供

や社会参加に向けた支援を行い、引き続き、ひきこもりの当事者及び家族を支援します。成年後見制度中核機関を市単独で設置し、判断能力が不十分な方の権利擁護支援や制度の利用促進、普及啓発に取り組みます。

「高齢者福祉の充実」では、高齢者通いの場づくり応援事業の推進により、高齢者の社会参加や生きがいつくりの場を増やし、高齢者のフレイル予防等を図ります。

「障がい福祉の充実」では、誰もが地域で共に暮らせるまちづくりを目指して、「第4次宍粟市障害者計画」等を策定するほか、障がいやその特性について理解を深め、障がいのある人もない人も共に支え合い、安心して暮らせる地域社会の構築を目指します。

続いて、「心豊かにいきいきと学べるまちづくり」におきましては、生涯学習の推進では、オンライン入門講座や、オンラインリカレント講座を開催し、デジタル社会に対応できる人材の育成につなげていきます。

「文化・芸術活動の推進」では、本市の文化財の保存と活用に関する基本的な方向性を明確化し、市民の文化財保護意識の醸成を図るため、「文化財保存活用地域計画」の策定に着手いたします。

「スポーツ活動の推進」では、誰もが気軽にスポーツに親しむ環境づくりのため、引き続きラジオ体操の推進や各種体験教室を実施いたします。また安全にスポーツができる環境を確保するため、市立スポーツ施設の長寿命化に向けた取組として、施設の劣化調査を行います。

「人権教育・啓発の推進」では、一人一人の人権が尊重されるまちの実現に向け、人権問題に対する理解を深めるための人権教育・啓発活動に取り組みます。

続いて、「参画と協働・男女共同参画の推進」におきましては、「参画と協働の推進」では、地区コミュニティ支援員の配置などにより、地域運営組織の育成に取り組みます。また、「宍粟市参画と協働のまちづくり指針」を基に、これからの地域の在り方を示すことで、市民や地域と懇談を深め、地域が抱える課題解決に向けた参画と協働のまちづくりを推進します。

「男女共同参画の推進」では、「宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例」等に基づき、啓発講演会や女性リーダーのスキルアップ講座を実施するほか、男女共同参画の推進に関する研修等への参加や、啓発等の事業実施に係る費用を支援することで、男女共同参画社会について意識の醸成を図ります。

続いて、「健全な行財政運営の推進」におきましては、「第四次宍粟市行政改革大綱」に基づく取組を進め、計画的な財政運営につなげていきます。歳入では、ふ

るさと納税制度による寄附金を募ることで、各種政策の自主財源確保に努めます。
また、将来の財政運営を見据え、市債の発行抑制による公債費の削減を図ります。

これら政策を進めるに当たり、編成した令和5年度当初予算案は、一般会計で227億3,000万円、対前年度比7億4,000万円の減額、3.2%の減、特別会計と企業会計を合わせた全9会計の予算総額は、439億3,280万4,000円、対前年度比8億9,782万2,000円の減額、2.0%の減となっております。

以上、予算の提案理由を重ねて、令和5年度の市政運営に向けた政策の概要を申し上げましたが、令和4年12月11日に開催された、第17回全国学校給食甲子園において、地元の発酵食を生かした地産地消メニューが高く評価され、見事優勝することができました。宍粟市は日本酒発祥の地として、宍粟に息づく発酵の文化を先人から今日まで引き継いできており、ふるさとの宍粟の食文化も大切な風景の一つであります。

私たちが今ある風景に視点を当て、市民共有の財産として、自らがふるさとに誇りを持ち、生き生きと充実した生活を送り続けることが、風景の保存や活用につながります。先人が風景を守ってこられた意味を知り、より魅力ある風景を思い描きながら、日本一の風景街道づくりの歩みを着実に進める意思を持って、令和5年度の施政方針とさせていただきます。

議員各位の格段の御理解と御協力をお願い申し上げ、私の所信とさせていただきます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

次は質疑であります。ただいま議題となっております議案に係る質疑から後の議事運びにつきましては、後日行いたいと思います。あらかじめ御了承を賜りたいと思います。

日程第4 第10号議案～第18号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第4、第10号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）から、第18号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの9議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第10号議案から第18号議案までの補正予算9議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、主に令和4年度実施の各種事務事業の事業費及び財

源の整理を行うことに加え、年度内の完了が困難な事業について、繰越明許費を追加するものであります。

それでは、各議案の概要につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、第10号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第9号）につきましては、歳入歳出からそれぞれ2億1,665万1,000円を減額し、補正後の総額を249億6,816万6,000円としております。

歳出では、不用額整理を除く主なものとしまして、総務費において、今回の補正予算で不用額となった一般財源や前年度繰越金などを、令和5年度一般会計当初予算の財源として活用するため財政調整基金に積み立てるほか、後年度の公共施設の維持管理に活用するため、公共施設等整備基金への積立金を計上しております。

また、企業版ふるさとづくり寄附金の申出を受けたことにより、その寄附金の一部を翌年度の事業に活用するため、企業版ふるさと納税地域創生基金への積立金を計上しております。

民生費では、障がい福祉サービス費や生活扶助費など、不足が見込まれる費用を追加、衛生費では電力価格の高騰により、事業経費が増大している水道事業特別会計への補助金を計上。

農林水産業費では、森林環境譲与税を活用する事業の不用額整理に伴い、基金積立金を増額。

商工費では、伊沢の里の用地購入費用を追加、土木費では、交付決定を受けた国庫補助金を有効に活用するため、市道嶋田与位線の整備に係る工事費を計上しております。

教育費では、コロナ禍でも継続的に学習できる環境を整えるため、小・中学校、幼稚園の感染症対策費用を追加。さらに追加交付のあった普通交付税を財源に、市独自の経済対策として、就学前の子どもから中学生を対象に、図書カードや市内の登録店舗で利用できる文化スポーツ用品券を配布する「しそうの子ども応援事業」の予算を計上するとともに、必要な事業期間を確保するための繰越明許費を計上しております。

公債費では、前年度繰越金と今回の不用額整理で生じた一般財源の活用により、後年度の財政負担の軽減を図るため、繰上償還金を計上しております。

歳入におきましては、歳出の不用額整理や交付決定などにより、国県支出金などの整理をしている以外には、市税、譲与税、税交付金で決算見込みによる補正を、普通交付税では国補正予算による追加交付に伴う補正をそれぞれ行っております。

繰越明許費の補正では、予定していた事業量の年度内完了が困難な道路新設改良事業や災害復旧事業などを追加しております。

債務負担行為では、年度を超えて継続的に各種事案に対応できるよう、弁護士への顧問料の追加を行っております。

次に、第11号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出予算においては、基金積立金や診療所会計への繰出金の増額を行うほか、歳入において、一般会計からの各種繰入金を繰入額の決定などにより整理をしております。補正額は、歳入歳出からそれぞれ230万2,000円を減額し、補正後の総額を46億8,635万8,000円としております。

次に、第12号議案、令和4年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出予算の不用額整理のほか、歳入予算において診療収入や繰入金などの整理を行っております。補正額は、歳入歳出からそれぞれ935万9,000円を減額し、補正後の総額を2億1,775万5,000円としております。

第13号議案、令和4年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入において繰入額が決定した一般会計からの繰入金を整理しております。

次に、第14号議案、令和4年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、不用額見込みにより、保険給付費などの歳出予算の整理を行うほか、被保険者保険料の一部を基金へ積み立てることとしております。補正額は、歳入歳出からそれぞれ1億3,289万円を減額し、補正後の総額を49億4,978万2,000円としております。

次に、第15号議案、令和4年度宍粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳出予算の不用額整理のほか、歳入予算において、事業収入や一般会計からの繰入金などの整理を行っております。補正額は、歳入歳出からそれぞれ220万円を減額し、補正後の総額を7,714万1,000円としております。

次に、第16号議案、令和4年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、電力価格高騰に対する支援として、一般会計からの補助金の追加を行っております。

第17号議案、令和4年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、県の揖保川流域下水道建設事業の事業費確定などの不用額整理に伴い、補助金や企業債などの整理を行っております。支出補正額は2,192万7,000円の減額とし、補正後の支出総額を37億5,938万3,000円としております。

次に、第18号議案、令和4年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、一般会計からの補助金を整理するほか、過年度に県から交付された新型コロナウイルス感染症関連補助金の返還金を計上しております。さらに、新病院建設に係る委託業務について、予定工期の延長に伴う契約変更を行うため、債務負担行為を設定するものであります。支出補正額は9,175万円の増額とし、補正後の支出総額を49億5,145万2,000円としております。

以上、補正予算9議案につきまして、一括して概要の御説明を申し上げます。議員各位におかれましては、それぞれ諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑です。第10号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算の9号について質疑をいたします。

この中でも、特に新型コロナウイルスの感染に対する対応分と、さらに追加交付されました物価高騰対応ですね、これらの国庫の補助金がどのように事業展開をされて、その効果・検証、そういうことがどういう段階にあるのかということ、そういう観点から、何点か質疑をさせていただこうと思います。

まず最初に、この議案書を見ますと、新型コロナ地方創生臨時交付金として減額、9,422万1,000円となっておりますが、説明では精査を行った結果、減額したり増額したり、また新たな事業への追加配分を行ったりしながら、結果的に最後9,400万円の減額ということのございですが、なぜそういうことになったのかということをお教えいただきたいのと、あとその減額は、この後どのように処理されるのか、そこもお伺いしたいと思います。

加えまして、先ほども市長の施政方針の中にも出てまいりましたが、生活者、あるいは事業者、子育て世代、そういうところに対して手厚く事業展開をされてきたと思いますが、ここに対しても減額は相当ございします。先ほど申し上げた9,400万円加えて合計しますと、ざっとした計算ですが、約1億5,000万円余りが今回減額の補正予算として上がってるんじゃないかなと考えますが、その辺りのもう少し詳細に御説明をいただきたいと思います。

二つ目になります。長い新型コロナウイルス感染症の期間と、それから物価高騰と

いうダブルパンチ、トリプルパンチと言われる中で、生活も事業者もどちらも厳しい状況に追われまして、これは国の緊急支援ということでされてきましたが、それぞれこの交付金が事業が展開されて、どのような効果があったと評価をされているのか、その辺りをお聞かせをいただきたいと思います。

3点目でございますが、今回の交付金、あるいはそれに付随して、単独事業とかというのを展開されてきました。これらは比較的、各自治体にその事業の裁量権があったと思います。比較的自由度が高かったんじゃないかなと私は思っておりますが、それはやっぱりそれぞれの市町の、市民や事業者の実態に合わせて、どこに効果的に配付するのかという狙いがあったんだろうと思っております。

そういう意味で、実施されてきた事業がどのように効果をもたらしてきたというふうに、今現在しっかり評価をされているのかどうかですね、そこをお聞きをしたい。この評価ができてなかったら、次にどういうところに投資をしていったらいいのかということが、やっぱり見えなくなりますので、そこはよしあし含めて、しっかりと検証していっておく必要があるだろうと思っております。

それから、これも全ての市民を対象にされたものでございませぬので、どういうところに投資をしてきたのか、救済を図ろうとしてきたのかということは、しっかり市民に公表する必要があるんじゃないかなと、私は考えておりますので、その説明責任を果たす意味でも、公表をどのようにされるのか、その辺りもお聞かせをいただきたいと思います。

以上、1回目の質疑を終わります。

○議長（飯田吉則君） 答弁を求めます。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 大畑議員の令和4年度宍粟市一般会計補正予算の御質疑にお答えさせていただきたいと思っております。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の内訳と要因というところでございます。臨時交付金につきましては、国においてその用途が指定されており、令和4年度においては通常分、それと原油価格・物価高騰対応分、そして電力・ガス・食料品等価格高騰に対する重点支援地方交付金分と、この三つの部分に分かれており、それぞれの区分ごとに限度額という形で決定をいただいております。

よって、国から配分された臨時交付金を有効に活用するため、事業の執行率等を加味する中で、決算時点において最終的に一般財源が最も少なくなるよう、このた

び補正予算において精査をするものでございます。

現在予算計上している事業では、3事業について増額をしており、また23の事業については、精査による減額ということとしております。また新たな事業への追加という形で、事業費の精査により臨時交付金が活用できる金額を見込むことができたことから、国が示す活用事業メニューに掲載されている事業で、令和4年度の当初予算あるいは令和4年の補正予算、これについて、その中で臨時交付金が充当できていなかった事業、8事業については充当をさせていくという形にしております。

2点目の原油価格・物価高騰対応分の交付金の効果、それと3点目の事業効果の検証及び説明責任としての公表という点について、答弁させていただきます。

原油価格・物価高騰対応分、また電力・ガス・食料品等価格高騰分として実施しておりますのは農家への支援、また民間事業者の支援、そして学校給食や保育所等給食への支援などを行い、燃料や肥料代、食材費の価格が上昇した時期に、こういったものを実施できたということでございますので、国が示す事業趣旨にある地域の実情に応じて、速やかな取組支援ができたと考えておるところでございます。

また令和2年度、令和3年度において、実施した臨時交付金活用事業の公表をしておりますので、これと同様に、令和4年度分の事業についても検証を含めて、また令和5年度に公表していきたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 私からは、1点目の三つの給付金事業と2点目の生活困窮者への支援の効果についてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金では、事業の実施に当たり、令和4年度当初予算において990万円を計上しております。内訳としましては、社会福祉協議会の貸付けを利用された世帯を根拠に、単身者世帯を10世帯、これは6万円掛ける3か月分でありますが10世帯、そして2人世帯を同じく10世帯、これは8万円掛ける3か月であります。3人以上世帯につきましては19世帯、これは10万円掛ける3か月であります、というふうに見込んでおりました。

しかしながら、今年度の支給実績としましては、単身者世帯への6万円を4世帯に、2人世帯の8万円を6世帯に、3人世帯の10万円7世帯に、それぞれ給付を見込んでおり、当初予算より申請された世帯が少なかったことから、今回476万円の減額補正を行うものであります。

次に、住民税非課税世帯への臨時特別給付金、これは1世帯当たり10万円のもの

であります。事業の実施に当たり、令和4年度6月及び9月補正予算において、計6,430万円を計上しております。内訳としましては、非課税世帯623世帯及び、家計急変世帯20世帯の計643世帯を見込んでおりましたが、この給付金は昨年末で事業が完了し、給付実績として非課税世帯が480世帯と、家計急変世帯が7世帯、合計487世帯となりましたので、今回1,560万円の減額補正を行うものであります。

次に、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきまして、これは1世帯当たり5万円ですが、事業の実施に当たり、9月補正予算において2億750万円を計上しております。内訳としましては、非課税世帯を4,100世帯とし、家計急変世帯を50世帯と見込んでおりましたが、今年度の事業実績としましては、非課税世帯が3,620世帯と、家計急変世帯が12世帯、合計で3,632世帯と見込み、今回2,590万円の減額補正を行うものであります。

最後に、子育て世帯生活支援特別給付金、これは1人当たり5万円の給付をするものであります。必要な方へ迅速に支給を行うため、国の制度内容が確定した直後に補正予算の議決をいただき、給付事務を進めてきたところであります。しかしながら、予算化確保時には令和4年度の住民税の課税状況が未確定であったため、令和3年度の実績を基に840人、4,200万円を積算しておりましたが、実績を698人と見込みまして、今回710万円の減額を行うものとしたものです。

また、事務委託料の減額につきましては、迅速に支給事務を進めるため、昨年度の給付金事業の際の委託料を参考に予算確保しておりましたが、国の制度内容が確定後に入札した結果、決定金額が大きく下回り、今回116万3,000円の減額を行うものとしたものであります。

2点目であります。コロナ禍における各給付金事業の効果につきましては、御質疑にあります確保給付金事業の対象者は、コロナや物価高騰等の影響を受けやすい、所得が低い状況の非課税世帯や、低所得の子育て世帯、またコロナで失業や所得が大きく激減した方たちの生活維持を目的に実施したものであり、コロナ禍や物価高騰が続く現状の中で、現時点では大きな経済支援となっているものと考えております。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 市長公室、もう少し丁寧な説明をいただきたいんです。対象者がもうはっきり決まってるところは、もう分かってるんです。差がどうだったかというところの問題なんですけどね。比較的、市長公室全体を取り仕切っておら

れる、先ほども通常分から物価高騰分、それから重点支援か何かで追加で来ましたね。2回の補正で三つぐらいあるのかな、種類が。だからそれぞれの限度額が幾らで、どういう結果でしたというお話を聞きたいので、もう一度限度額をそれぞれ分けて教えていただきたいと思うんです。

十分支援を行ってきたと自負しておられましたが、それは何をもってしてきたかということで、そちらが評価をされる視点と、また受け取る側の評価の視点は違いますので、そこは何をもってそういうふうに評価されてるのかということ、また委員会のほうで、しっかり資料を出していただきたいと思います。

私が何をこの論点として出してるかといいますと、例えば今生活困窮者、あるいは子育て世代の支援の話、細かく御説明いただきましたが、プッシュ型の交付金のところはもう対象者は、はっきり分かっています。ところが、それに準ずる家庭、あるいは準ずるだろうと思われるところは、申請主義なんですね。

ということは、私が伺っている中でも、十分周知ができたのかどうか。あるいは事業者なんかも、自分の収入が減ってきたということを証明するために、たくさん事務手続が必要になるから、諦めてきた人があるんじゃないかなという、そういうことも感じるわけです。ですから、本当に支援の必要な方に、交付金が渡ったのかどうかというところが少し疑問を感じていますので、そこが十分把握できてるのかどうかということをお伺いしたいんです。

それとこれだけお金が余るということは、もっとほかに支援すべき点ができなかったという反省がないのかどうかなんです。ここをシビアにこの事業費を算定しておけば、もっとほかに手を出すべきところ、支援の手を差し伸べるところがあったかもしれませんが、それができずに終わってしまったということはなかったのかどうか。そういう辺りが論点になるんじゃないかと私は思うので、そういうところもしっかり含めて、本当に支援ができたとおっしゃってるのかどうか、非常に疑問なので、そこをもう少し丁寧に、数字のことも根拠づけながら、評価の視点なんかもきちっと出しながらやっていく必要があると思いますが、この辺いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） すいません。それでは数字というところでいただきました。まず通常分につきまして申し上げますと、限度額が3億6,655万5,000円。366,555千円ということで、限度額をいただいております。執行見込みにつきましては、1月20日現在のものですので、最終的なものとは少し誤差が生じるかとは思

いますが、この時点で見込んでおる執行見込みとしては、3億7,115万1,000円、371,151千円ということで、差引きしますと執行額のほうが多くなるんですが、そこは一般財源を投入してということで御理解いただけたらと思います。

それと二つ目の物価・原油価格高騰分でございます。これについては1億1,002万円、140,020千円でございます。執行につきましては1億5,123万1,000円、151,231千円ということで、差引きしますと1,121万1,000円は、一般財源のほうの投入ということでございます。

それと重点支援交付金でございますが、これが3番目に交付のあった部分でございますが、限度額は1億2,568万5,000円、125,685千円でございます。執行見込みとしては6,470万5,000円、64,705千円ということで、これについては、残額が6,098万円でございます。これについては、国のほうは当初、即予算執行することで効果を上げていこうという方針がございましたが、本省繰越しというところの選択肢が出てまいりましたので、6,000万円余りについては、新年度のほうに財源として繰越し財源ではないんですが、本省繰越しということで、改めて事業を精査する中で活用していきたいというものでございます。そういったような予算のところ、減額としては冒頭ありました9,400万円前後になってくるということでございます。

それと2点目の評価、何をもってという点でございます。我々で把握できるところも加えまして、全事業は実施できておりませんが、事業によっては、支援を受けた方のアンケートといたしますか、御意見をいただくような形で対応しております。そういった集計はまだできておりませんが、そういったものも入れながら、しっかりと評価をする。その中でまた来年に向けて4年度の事業の効果・検証も進めていけたらと考えておるところでございます。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 橋本健康福祉部長。

○健康福祉部長（橋本 徹君） 私のほうからは、多くの減額の補正に至った点であったり、周知の点についての御説明をさせていただきたいと思っております。

この交付金につきましては、いずれも住民税の非課税世帯を基に交付するものが多くありまして、補正予算を編成、また当初の予算を編成するときには、それが確定してない中で、またコロナの状況の状況も不透明な中で、支給者がいらっしまった場合、速やかに支給できるよう少し多めに対象を見込んで、これからの景気を勘案しながら、令和3年度の非課税世帯でも多めに見込みながらの予算を計上しておりました。その中で令和4年度になりましたわけですがけれども、それぞれの非課税

の世帯の現状、または4年度の制度が確定する中で、支給できる方の精査が行われる中で、今回必要な額はそれぞれ給付をさせていただき、この3月の補正予算において減額をさせていただいておるものであります。

そして、それぞれの必要とされる方々への、特に申請型の交付金の支給につきましては、市の広報であったり、また社会福祉協議会と連動した活動の中で対象と見込まれる方、また相談等を受けられるそれぞれの機関において、この制度のあることについて周知を行い、また制度終了間際の頃につきましては、広報紙等の掲載により、制度のお知らせをさせていただいたところであります。

以上であります。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 分かりました。ちょっと聞き漏らしてるかも分かりませんが、最後この減額する部分をどういうふう処理するかというところですね、先ほど重点支援分については、一部繰り越していくというお話がありましたが、ちょっと数字が合いませんので、あとのものはもう減額、国にもう返してしまうようになるのか、その辺りちょっともう一度、お聞かせをいただきたいと思うのと。

最後に市長にお願いをしておきたいんですが、私その論点にしたところが、今日言いましたけど、間違ってる可能性もあります。私が言うたことがその事実と反するかも分かりませんので、委員会ですっかり資料を出していただいて、その辺は説明を尽くしていただきたいと、このように使って効果がこうあったという。そして公表するということについては今日令和5年度にするとおっしゃったんで、それは確認をいたしましたので、先ほど論点にした部分について、また詳細は委員会のほうにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど特に論点の中でいろいろ御質問があって、最初さっきの三つの領域というか、自治体もそれぞれで、国からのいろんなのが来ます。ただ現実執行をしたり計画する段階で、事業をつくり上げる段階で、なかなか不透明な部分も現実あったわけでありまして。国の要領の中でもなかなか、ただ一定の縛りがある中で、我がまちとして一体今何をなすべきかということが、非常に重要な要素だったと思います。

例えばであります、農業分野へどうしていくとか、あるいは商業分野にどうしていく、あるいは生活困窮者含めてどうしていく、それぞれあったわけでありまして、可能な限り三者包括連携を結んでおりますので、経済界も含めていろいろ議論

する中で、タイムリーにできるだけ素早くと、こういうことでやったのも事実であります。特に農業に関しても、これまでもいろいろ事業は御存じのとおりであります。特に肥料代を含めてJAさんとも協議し、一体今何をやるべきなのかということも事実協議してきました。それが妥当性があったのかどうかは、しっかり検証しなくてはならないという御意見も含めてだと思っておりますが、現実には私は冒頭担当部長が答弁申し上げたとおり、現段階ではそれなりに効果があったと思っておりますが、じゃあ具体的にどうだったということでもありますので、どこまでその検証結果がしっかり公表できるか分かりませんが、また十分担当とも相談しながら、当然我々は説明責任がありますので、議会のほうに可能な範囲の中で、報告できることはして進めていきたいと、このように思っています。

○議長（飯田吉則君） 水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 私のほうからは、申しあげました金額と補正の差といいますか、その部分でございますが、冒頭答弁させていただきましたように、やはり予算というところで、どうしても予算ベースと執行ベース、決算ベースということが出てまいりますので、予算の持ち方としましては、交付金も考慮するところですが、やはり最終的に決算でこれぐらい使うだろうというところをベースにしておりますので、委員会でも申しあげましたが、少し予算的には多めに持つところがございますので、そういった隙間を含めまして、9,400万円の減額となるんですが、今回の三つの部分につきましても、少し精算がもう少し時間かかるんですけれども、なるべく返還はないような形で少額に抑える、全て有効に一般財源を足してでも、事業費をしっかりと使っていくという方向では取り組んでおりますので、おっしゃるように、ここに出てきておる数字が、返還になるのかということになりますと、そういったことはないように取り組んでおるといことで御理解いただけたらと思います。

やむを得ず繰越し事業などでは、やはり執行残が出た場合は返還せざるを得ないんですけれども、そういったことが極力ないように、予算編成、財政とも調整しながら進めておるといことで御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第10号議案から第18号議案までの9議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

日程第5 第19号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第5、第19号議案、宍粟市原不動滝公園施設条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第19号議案、宍粟市原不動滝公園施設条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例は、楓香荘跡地施設の解体に伴い、現行の宍粟市波賀サイクリングターミナル条例を廃止するとともに、新たに原不動滝周辺の豊かな自然資源を活用した自然とのふれあいの場所を提供し、観光による交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る施設として整備する、原不動滝公園施設の設置及び管理について定めようとするものであります。

何とぞ、原案に御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第19号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第6 第20号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第6、第20号議案、宍粟市立教育支援センター条例の制定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第20号議案、宍粟市立教育支援センター条例の制定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

この条例は、様々な要因や背景により、学校に登校しない、あるいはしたくてもできない児童・生徒等の教育の機会を確保し、社会的自立への支援を行うための施設として、宍粟市立教育支援センターを設置するため、その設置及び管理について定めようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します

10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 10番、大畑でございます。20号議案、宍粟市教育支援センター条例の制定について質疑をさせていただきます。

これは前回も一般質問をさせていただきましたが、教育機会確保法、あるいはそれに基づく指針、そういうものと今回提案いただいております教育支援センターの関係がどうなっているのかという視点から、質疑をしたいと思います。6点ほど出しております。申し訳ありませんが、一括して最初質疑をさせていただきます。

まず従来からあります、さつき学級、適応指導教室、これが教育支援センターというふうに変わっていくと思いますが、その現在のさつき学級のさらなる拡充として、この教育支援センターが設置されるものと、私は捉えておるわけですが、この条例の業務を見るだけでは、ちょっとよく分かりませんので、どのように拡充をされようとしているのかということをお伺いをしたいと思います。

それから、この教育支援センターの通所対象者に含まれたとしても、あるいは学校復帰をもちろん望んでいたとしても、遠隔地であったり、あるいは少し家庭にひきこもりがちな児童・生徒の場合、通所が難しいという判断も出てくるかと思いますが、教育支援センターが通所対象者と決めた場合に、そういう方々にどのように支援をしていくのか。例えばサテライトがどういうふうを考えられているのかとか、家庭訪問をどのように考えているのかとか、そういうところについてお考えがあればお伺いしたいと思います。

さらに、現在の適応指導教室は、多分職員さんお二人で運営されていると思いますが、拡充となりますと、やはり専門的な職員の配置、こういうものも必要になってこようかと思うんですが、例えばスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーというものを、そのセンター職員として位置づけるお考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。そのためにも、教育機会確保法の第6条には、地方自治体というのは、この政策を実現するために、必要な財政上の措置に努めるということが明記されておりますが、それらに関して財政上の措置について、どのように自治体として考えておられるかというのは、これ市長側にお伺いをしたいと思います。

それから出席扱いの問題が出ておりますが、指導要録上の出席扱いについては、在籍校の校長が適当であると認める場合に、出席扱いになるという形だと思います。

が、これは統一的な基準がないといけないんだろうと思うんですが、この適当であると認める判断基準というのは、どういうふうに決められておるのか、お伺いをしたいと思います。

それから最後6点目ですが、通所対象者としてほかの、ほかといいますか、市以外、既にセンターとしてやってるところについては、高等学校の不登校生、いわゆる義務教育課程を終わった上での不登校の方についての、受入れもされているセンターがあると伺っております。これについて、今回についてはそこは明記がありませんので、教育委員会が必要と認めるという範囲に該当するものかどうなのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

以上で1回目終わります。

○議長（飯田吉則君） 答弁を求めます。

中田教育長。

○教育長（中田直人君） 私から、大畑議員の宍粟市立教育支援センター条例制定について、御質問にお答え申し上げます。

まず冒頭、議員の御質問にありました、このたびの条例制定は、教育機会確保法、これ法律を短縮系で言うておりますが、あるいはその第7条でもって国が基本指針を示しております。この法律、そしてこの国の基本指針に基づいて、より具体的に、宍粟市において不登校対策に取り組むために、条例設置を行うものというのが基本的な考え方であります。

具体的な質問についてお答え申し上げます。1点目のこの教育支援センターの業務内容、そして拡充ということになります。主な業務は不登校やその傾向にある児童・生徒、またその保護者の方々への教育相談、あるいは支援ということになります。また具体的な学習機会の確保、そして通所する子どもたち、そして相談に当たる子どもたちの自立に向けた支援ということなんです。

そして大きく三つ目は、なかなか学校だけではこの支援に限界がございます。関係機関との連携ということに取組を進めてまいりたいと思っております。これらは実は従前のさつき学級でも、既に十分取り組んでおられる業務でございますが、これらの従前の業務を一層充実させるとともに、特に令和5年度におきましては、このほどまだ具体的に県からその内容が示されておりませんが、次年度県の教育委員会と、そして各市町と学校とここが一丸となりまして、不登校対策のプロジェクトが立ち上がる予定であります。

こうしたことから、宍粟市におきましても、この県の施策と連動し本市に不登校

対策の連絡協議会を設置したいと考えております。その中で、不登校の児童・生徒の多様な支援の在り方について、現状認識そしてまた協議、必要な情報共有を行っていききたいということが趣旨であります。

また今後は、この教育支援センターという単なる名称変更のみならず、このセンターが本市の学校外の支援施設の中核的な役割を担う、福祉部局であるとか、専門機関と、言わば横の連携を充実させるとともに、小学校から中学校、そして中学校卒業後の切れ目のない支援につなげる縦の連携、この縦横連携というものを充実させる、この機能を果たすことで、教育支援センターが児童・生徒と保護者、学校にとって、一層身近な存在となり、内容が充実するよう努めてまいりたいということが1点目であります。

2点目です。様々な状況にある児童・生徒でございます。そうした子どもたちに対する支援ということになりますが、現在も保護者や児童・生徒との面談等のために、相談員が家庭訪問を実施したり、また昨年の夏からは山崎町以外の学校から依頼がある場合は、児童・生徒や保護者が望まれる場所に職員が出向いて、言わばアウトリーチ型の訪問相談等も実施してまいりました。今後はサテライトスペースを確保しながら、より手厚い支援につなぐことができると考えております。

また現在教育支援センター、今後のW i - F i の環境の整備についても、準備を進めておまして、児童・生徒の希望に応じてタブレットを通じたカウンセリングや学習支援ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

それから3点目の職員の充実ということでございますが、現在さつき学級では日常的に市内で勤務していただいているスクールカウンセラーが、市内には8名のスクールカウンセラーの方がおられます。それから市においては、スクールソーシャルワーカーの方は3名の方が、学校の支援、福祉等の橋渡しにも業務に当たっていただいておりますが、あるいは公認心理師、そして宍粟市の教育委員会の指導主事等を含めながら、不登校の対策に当たっては、学校に出向く際にも、必ずこういったチームを組んで学校に出向いておりますが、それを学校サポートチームと呼びます。

この体制をもって今現在も不登校対策に取り組んでおり、家庭訪問や、保護者、児童・生徒への面談、カウンセリング、あるいはケース会議、定期的な連絡会議等、その対応は多岐にわたっておりますが、今後特に不登校の背景にある要因について、一層の多面的、多角的に把握して、そこをしっかりとアセスメント、見立てを行って、支援をすることが一層重要となりますことから、特に来年度はこうした支援体

制に加えて、県の教育委員会にも学校問題サポートチーム、あるいは県立のやまびこの郷、こういったところにも非常に専門性の高い職員等も配置されておりますので、積極的な派遣要請等も行いながら、本市の相談支援体制の強化を図ってまいりたいと考えています。

4点目、指導要録上の出欠の取扱いでございます。国から令和元年に文科省通知として、不登校児童・生徒の支援の在り方についてという通知がございました。義務教育段階の不登校児童・生徒が、学校外の公的機関やあるいは民間施設において、相談や指導を受けている場合の出欠の取扱いが示されています。

その中で例えば、本市のさつき学級に通所する児童・生徒は、保護者と学校との十分な連携協力が保たれていること、あるいはさつき学級で学習計画に基づいて、その内容が当該学校の教育課程との関係性に照らして、適切と判断できること。あるいは相談や指導が社会的な自立を目指すものであり、また児童・生徒自らが登校を希望した際には、円滑な学校復帰が可能となるような支援につながっていると、そういった様々な要件を持っておりますが、こうした取組を学校長が評価できると考えるならば、学校長は指導要録上出席扱いとすることができるということで、教育委員会としても、こうした国の通知を踏まえながら、学校と連携しながら対応を行っているところでございます。

最後5点目、高校生の受入れについてです。さつき学級に通級していた市内の中学校を卒業した生徒、またその保護者からの相談や面接があれば、要望があれば卒業後も今対応を行っているところでございますが、今回の条例において、教育支援センターということにおきましては、義務教育段階の教育支援センターとして、高校生を受け入れるということは現在想定しておりません。

しかし、今後も市内の中学校を卒業した生徒について、保護者や生徒からの相談があれば、当然継続的な支援を行ってまいりたいと考えております。なお、宍粟市の青少年育成センターでは、高校生その保護者の不登校に係る様々な相談に対応しており、関係機関との連携を図るなど、県立高校との窓口にもなっております。それが現状でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 砂町総務部長。

○総務部長（砂町隆之君） 先ほど財政措置の話がございました。具体のこの今年度の令和5年度の支援センターの関係の予算については、ちょっと手元に具体の資料も持っておりませんので、前年度からどれぐらい増えておる、減っておるというの

は、ちょっとお答えできませんけれども、一般的な話としましては、新規事業をする場合には、基本的にはスクラップ・アンド・ビルドをする中で、財源をまず考える。また部局、またそれ以外でも優先順位を決めて、事業を選択と集中で行うというものを基本としておりますので、そういったことも含めて、必要な分については財政措置をしていきたいと考えております。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） 財政的などころについては、また所管の委員会のほうに出していただいて、委員会のほうでお尋ねしようと思っておりますので、お願いいたします。

ちょっと分かりにくい点は何点がございまして再質疑させていただくんですが、一つは職員配置の充実ということについては、現在のサポートチームにたくさんいらっしゃる、スクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーとかの数をとおっしゃいましたが、そこの横連携ということで、センターとして私は充実する必要があるんじゃないかということに対して、お答えがなかったと思いますが、これは現在のところ、配置はないという考え方なのか、将来とも考えていないということなのか、そういうところをもう一度確認したいと思うんですね。

それと、そこの財政支援が必要ということで、単なる5年度予算措置どうこうじゃなくて、市の考え方で、これ市長のほうにお尋ねしたいと、やっぱり支援センターを拡充していくためには、どうしてもバックアップがいるというのも、その考え方をちょっとお聞かせをいただきたいということを思います。

それからもう一点だけですが、出席扱いのところでございますが、ここちょっと微妙なところで、それぞれ文科省なんかは、その学校長の判断ということ言ってるんだらうと思いますが、教育委員会がその縛りをかけられるのか、言葉が適切じゃないか分かりませんが、そうなりますと、がちがちになってしまって、現場の判断がしづらいというまた問題も出てくるんだと思うんで、ある程度基準がありはするけども、最終判断のところは学校長の判断に委ねると、教育長はお考えなのか、その辺りちょっとお聞かせをいただきたいというのが、再質問でございます。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は御質問であったように、教育機会確保法等々あることを踏まえてみますと、市の責務として、それについては財源的に措置をする必要があると私は考えております。ただ組織の在りようとか、中身の在りようについては、これは教育委員会の専権行為でありますので、それに基づいて上がってきますと、私は措置すべきだろうと、このように考えています。

○議長（飯田吉則君） 中田教育長。

○教育長（中田直人君） まず1点目の職員体制については、令和5年度の教育支援センターさつき学級の体制については、2名体制ということで、それを支えるチームがサポートチームと、チームでもって学校あるいは保護者等の対応に当たっていきたくて思っております。特に令和5年度は、少しコロナで何年間かできなくなっている保護者の方々の交流の会であるとか、そういった対応にも関わっていただけるということで、当然やはりそうなりますと、学校サポートチームという職員のみならず、その体制でもって取り組んでいくことが重要と考えております。

ただ今後、不登校の児童・生徒の対応状況によって、職員については十分検証しながら、その必要性も感じた場合には、当然考えていかなければならないと思っておりますが、現状としては今2名体制、そしてそれを支えるサポート体制でもって、体制を構築していきたいと考えております。これが1点目です。

出席扱いということですが。指導要録というのは、一つには証明を果たすものであります。対外的な、あるいは転出入、あるいは進路の正本ということで、学校に備えるべき非常に重要な原簿でございます。これは学校長の責任において作成する、20年間保存が規定されている物です。

つまり子どもたちにとって、子どもたちを証明する物でございますので、最終的には学校長の出席扱いとする判断は、学校長が責任をもって行うものであります。私は公的な施設である教育支援センターには、もう当然市教育委員会が関与しているわけですから、教育委員会と学校長が一緒になって、それは出席扱いとしている。現実に実態はそうなっているわけですが、仮に今後県内には今現在、私が把握している限りにおいて、30を超えるフリースクール、そして播磨西地域5市6町においては、五つ、六つのフリースクールが存在します。いわゆる民間のフリースクール、そして公的な。

仮に、この民間施設への生徒が通所するという事になった場合は、これは学校長は当然教育委員会への相談でもって、保護者の要望にも基づきながら、教育委員会と学校が、そこは十分その施設にとって、子どもが本当にそこに通って、そこでの出席扱いとすることが妥当なのかということについては、学校長と教育委員会は一緒に協議し、最終的には学校長の判断でもって、指導要録上の出席扱いとするという、こういう手続を踏みたいと思っております。

当然そういう場合には、私どもも施設見学なり、訪問なりして、子どもたちが学んでいる様子をしっかりと見届けること、評価していくことが、教育委員会と学校

が一緒になって取り組んでいくことが大事だと思っておりますが、最終的な結論は学校長の判断に委ねたいと思っております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） よろしいですか。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第20号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

会議の途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

午前10時58分休憩

午前11時10分再開

○議長（飯田吉則君） 休憩を解き、会議を再開します。

日程第7 第21号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第7、第21号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第21号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

看護師のキャリアアップに伴う処遇改善に関する人事院規則の改正を踏まえ、国の制度に準拠する基本的な考え方から、看護師等の級別職務の格付について改正を行うほか、今後の職員配置の見込み等を踏まえ、医療職給料表に所要の整理を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑ではありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第21号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第8 第22号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第8、第22号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第22号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

訪問看護ステーションの看護師等が、休日または時間外に、訪問看護の緊急呼び出しに備えて、自宅等で待機する場合にその心労を考慮し、待機手当を支給できるよう改正を行うものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第22号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第9 第23号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第9、第23号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第23号議案、宍粟市国民健康保険条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

健康保険法施行令の改正に伴い、令和5年4月1日より出産育児一時金の基本額を40万8,000円から48万8,000円に引き上げるため、条例を改正するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第23号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第10 第24号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第10、第24号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第24号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

兵庫県における保険料水準の統一を見据えた国民健康保険税の税率の見直しに当たり、被保険者への税負担を考慮し、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分のそれぞれについて、所得割及び均等割を引上げ、平等割については引下げまたは据置きとすることにより、調整を図るものであります。

なお、今回の税率改正につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問し、慎重に審議していただいた結果、原案どおり改正が適当であるとの答申をいただいているところであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第24号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第11 第25号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第11、第25号議案、宍粟市子ども・子育て会議条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める

条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第25号議案、宍粟市子ども・子育て会議条例及び宍粟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等を定める条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法等が改正されたことに伴い、これらの法律の規定を引用している条例における条ずれ、項ずれを修正するため、所要の整理を行うものであります。

原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第25号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託します。

日程第12 第26号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第12、第26号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第26号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会は、宍粟が目指す幼児教育のために、必要な集団規模を確保する観点から、園児数減少に伴う幼稚園の閉園基準を定め、2年連続して入園申込者が5人未満となる場合は、当該年度末をもって閉園することとしております。

現在、休園中である神野幼稚園及び菅野幼稚園は、令和3年度・令和4年度とも入園申込者がなかったことから、この閉園基準を満たし、また同一中学校区内に他の公立の幼稚園・保育所が開設されていることも踏まえ、両園を閉園しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第26号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第13 第27号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第13、第27号議案、宍粟市学童保育所条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第27号議案、宍粟市学童保育所条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市立神野幼稚園の廃止に伴い、当該施設を神野学童保育所として使用するに当たり、所要の改正を行うものであります。

何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第27号議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第14 第28号議案～第30号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第14、第28号議案、宍粟市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてから第30号議案、宍粟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての3議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） 第28号議案から第30号議案までの条例改正3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この3議案につきましては、家庭的保育事業等に関して自治体に従うべき、または参酌すべきとされている国の定める基準が改正されたことに伴い、本市におけるそれらの基準を定める条例について、所要の改正を行うものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第28号議案から第30号議案までの3議案は、文教民生常任委員会に審査を付託いたします。

日程第15 第31号議案～第45号議案

- 議長（飯田吉則君） 日程第15、第31号議案、宍粟市防災センター条例の一部改正についてから第45号議案、宍粟市山崎文化会館条例の一部改正についてまでの15議案を一括議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） それでは、第31号議案から第45号議案までの条例改正15議案につきましては、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

この15議案につきましては、第四次宍粟市行政改革大綱に規定しております使用料及び手数料の見直しに基づき、施設の維持管理費用や事務処理に係る人件費、また、西播磨管内市町における類似施設の使用料や手数料の状況も加味し、本市における公共施設等の使用料や手数料を改正しようとするものであります。

それぞれ諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

まず、10番、大畑利明議員。

- 10番（大畑利明君） 10番、大畑です。31号議案から45号議案まで一括で、共通事項を質疑をさせていただきたいと思います。

この使用料及び手数料の関係でございますが、市民に負担を求める議案でございますので、十分なその根拠の下で、私たちも審査をしていく必要があるだろうということで、詳細は委員会になりますけども、ちょっと委員会が二つに分かれて審査するような形を取っておりますので、少し共通点についてお伺いをしたいと思いません。

この基本的な部分は、自治法に定めがございまして、その算定の基本的な考え方というのが示されておると思えます。そこでお伺いするわけですが、この今回提案されておりますのは、宍粟市の公の施設の中の一部でございます。なぜ見直しの対象施設を限定されたのか、その理由をお聞かせいただきたいのと、見直しの作業というものは、全ての施設を対象にされているのかどうか、その辺のことも含めてお伺いをしたいと思いません。

なぜそれを伺うかと申しますと、施設の使用料などの算定の基礎には、原価というものがあると思えます。その原価にはその施設を建設してきたときの投資費用が原価として当然加わるものと思えます。で、少し見ますと、最近造ってこられた施設が対象外になっており、それ以外の既存からの施設が見直しの対象になっているというところで、サービスの質が上がったための値上げなのかどうかというのは、少し疑義を感じるころがございます。

原価というものの捉え方で、いろいろあろうかと思えますが、こういう施設を限定することによる負担の公平性、あるいはその考え方の合理性があるのかどうか、どのように捉えておられるのか。お伺いしたいと思いません。例えば施設を貸し出す場合、その先ほど言いました受益者負担となる原価については、どのように考えておられたのかということをお伺いします。

今回の提案は、私は原価に含まれるだろうという冷暖房費、これが使用料とは別に使用料の5割増しという提案がされておりますが、なぜ原価と切り離して、幾ら燃料高騰と言えども、5割増し加算というふうの外づけでされているのかということをお説明をいただきたいと思いません。これについては委員会資料、議案に関する委員会資料を見ても、使用料の積算根拠資料が全くありませんので理解ができません。

ん。委員会審査の場合には、必ずそれぞれがどういう積算に基づいて、この金額になったのかということの説明いただく必要があるだろうと思います。

もう一つちょっと懸念材料といたしまして、減免規定等を全部見ていかないとよく分かりませんが、市民活動に対してはこれまでも公のものは減免、広域的なものについては半額とかというような形の取扱いがあったかなと思うんですが、本来市民が主体的な活動をしていく上においては、料金の値上げというのは非常に影響が出るものだろうと思いますので、そういう主体的な市民活動が後退をしないかなという懸念を持ちます。

もう一点は、今回指定管理施設の使用料の値上げもありますので、このことによって利用者が減少されることが危惧されますので、そうなった場合はまた新たな税金を指定管理料として、投入するようなことにならないかどうかという心配があるわけです。受益者からの負担に基づいて取ると言いながら、結局は税金投入をしなければならぬという、本末転倒なことにならないかどうかということが懸念されますので、その辺りお答えをいただきたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 答弁を求めます。

富田副市長。

○副市長（富田健次君） 全体を通しての質疑というところがございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。通告書に基づきまして答弁させていただきます。

まず1点目の見直し対象施設の限定等につきまして、今回の施設使用料の見直し作業は、一部を除いて全ての施設について実施をしております。算定使用料と現行使用料がおおむね20%の乖離があるものについて、見直しをしております。見直し自体を限定しているというところではございません。

次に、2点目の見直し対象外の施設と見直し対象施設の負担の公平性の部分でございますが、先ほどの御質疑でお答えさせていただきましたとおり、一部を除いて全ての施設の見直しをする中で、原価を加味した算定使用料と現行使用料の乖離額をベースに見直しをしております。公平性は保たれていると考えてございます。

今後においても負担の公平性も含めまして、基本的には5年、例えば行政改革大綱の期間中に一度は使用料の見直しを行い、経済情勢や財政状況による随時の見直しも必要であると考えております。

3点目の原価及び冷暖房使用料についてでございますけれども、冷暖房使用に係る電気代は、各施設の算定使用料に含まれておりまして、冷暖房使用に係る電気代

相当分の算出ができない中で、各施設の使用に係る受益者負担割合が基本的には50%としておりまして、施設使用のベース部分では公平性を担保しつつ、利用者の意思に基づき使用されることをもって、別途負担いただくことで、より冷暖房利用者と非利用者の公平性が担保できるものと考えております。

また、冷暖房使用料の5割加算の根拠につきましては、西播磨におきます近隣市町との均衡をベースとする中で、西播磨の市町のほとんどが冷暖房使用料につきまして、施設使用料の5割を加算していることから、今回3割加算から5割加算に増額改定を行うものでございます。

4点目、市民活動後退や利用者減少、また指定管理者への公金支出が増えないかについてでございますけども、市民活動後退や利用者減少につきましては、受益者負担割合を抑制することや、算定使用料と現行使用料の差がおおむね20%の施設に限定すること。さらには改定する場合でも、現行使用料の1.5倍を上限とするなど、使用料を改正する対象や内容を限定することで、市民活動への影響が極力少なくなるように、使用料を設定しておりました。また、使用料の減免規定などが適用される場合があることも周知する中で、市民活動後退や利用者減少を抑えていきたいと考えてございます。

指定管理施設につきましては、類似する他施設の利用料金や市場等動向を踏まえ、条例に定める金額の範囲内で、指定管理者が利用料金を設定することになっておりまして、利用料金の増額により指定管理料が増額することがないよう、指定管理者とも協議をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） まず基本的に私の考えは、負担する内容の透明性ですね、これやっぱり市民にしっかりと説明ができ、なぜこの使用料金なのかという透明性の確保が非常に重要だろうということを考えている、そういう立場からも質疑をさせていただいておりますが、最初に使用料金の20%の乖離があるかどうかというところで、判断したということをおっしゃりましたが、一部を除いてと最初におっしゃっているの、その最初から一部を除く政策的な判断が働いているということに対して、どうなのかということをおっしゃっております。もしそれを除くのであれば、除くことも含めて、しっかり説明する必要があるだろうと思うわけです。

例えば、観光駐車場のことなんかよく取り上げておりますが、ああいうものも使用料を算定したときには、本来はこうあるべきだと、しかし政策的な判断から、こ

うしてるんだというようなことの説明が要るだろうと思います。最初からそこが除いてるということでは、非常に市民に理解が得られにくいんじゃないかなと、これ一例でございますけども、他にもそういうところがあるので、全体を見直し作業してるのかと申し上げたのは、そういうことでございます。

見直し作業をしたとしても、今回は政策的にこれを提案するとかしないとかということが、必要なんじゃないかなと考えましたが、どのようにお考えでしょうかということです。

それから、今回見直しは提案されておりますが、この3月議会でされておりますが、来年の4月から適用でございます。条例は、1年間の周知期間をとおっしゃいましたが、なぜこの提案の前に市民の意見を聞く、いわゆるパブコメとかですね、そういうことがされていないのかというのは、非常に疑問に感じるところでございます。

これ市長にお伺いしたいわけですが、最近こういう市民に負担を求める議案について、先に議決をされて、その後説明をされているということで、非常に私どもも本来の議決機関の在り方が、役割が果たされているのかどうか、非常に疑問に思うところであります。こういうやり方はぜひやめていただきたいと思います。もし、そういうふうにするのであれば、十分に事前に資料を出して、議会の調査なり審査を行える期間を取っていただきたいと思いますが、これまた事前審査という言葉を持ち出してきて、一切事前の説明はございません。

例えば、今回文教民生に提案されている議案は、何の説明もいただいておりません。ただ3月議会に提案しますということだけの口頭説明で終わっております。この事前審査ももう一度、自治法をひも解いていただきたい。どこにも明文の規定はございません。それを議会の前に出すことを事前審査ということで、全て拒んでおられますが、これについても、明文の規定がありませんので、本質的な議論ができません。何も資料が出てきませんから。そういうことをもっともっと、議会と当局が真剣に審議ができ、議論ができるようにしていただきたいと思います。

これは直接この議案と関係してますね、と思うので、これは市長の見解を求めたいと思いますが、具体的なその最初の副市長に対する答弁に対しての2回目の質問と、先ほど私が申し上げた市長への見解、その辺りを求めたいと思います。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 後段におっしゃった議会との事前審議、このことでありますが、基本的には私は本来議会と決して対峙するんじゃないしに、情報を共有しながら、

いいこと悪いこと、あるいは是々非々で、これはもう当然のことだと思いますが、それはもう前々から思っております。可能な限り事前審議という言葉が適当なのかどうか分かりませんが、私はできる限り議会で当委員会のほうにも、可能な限りの資料や考え方を整理する中で、最終的にはこういう条例化したり、あるいは規則した中で、技術上のものとか、こういう作業分けをせないかんと、こう考えております。

したがいまして、基本的には今おっしゃったように、事情上はかつてから私も承知しておりますが、かつてからはこれは議会のほうからも、事前審議で云々ということもあった経緯もありますけども、考え方はそのとおりでありますので、今後そういう方向で可能な限り議会とも情報も共有しながら、また、いろんな意見を交わしながら、最終的には議決という方向に、これは望ましい姿だろうと、このように思っています。

それから、冒頭おっしゃったように、全てが何もかもが市が独断でというわけではないだろうと、可能な限り市民の皆さんに説明をさせていただいたり、あるいは場合によっては説明できない部分を、市の主体性あるいは議会で議決をいただいている場合もありますので、それは選択をしながらその対応をしておると、このように考えております。

ただ、市民の皆さんに負担を求めることについては、行政改革の推進といえども、いろんな形で説明責任は持たなくてはならないと、このように考えております。

○議長（飯田吉則君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） 20%以上の部分のお話でございますけども、算定額と現行値の乖離がおおむね20%以上の場合を改正する、その根拠というんですか、主につきまして、明確な基準という部分でございますけれども、算定値と現行値が少しでも異なる場合に、改正するというにしましたら、改正する区分が多くなりまして、市民生活への影響が多くなることが予想できるため、影響を少なくするために、おおむね20%ということにいたしまして、近隣市町の状況も踏まえて、総合的に判断する、そういったことでございます。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 10番、大畑利明議員。

○10番（大畑利明君） そういう判断が働いてるのであれば、そういうことも含めてしっかり委員会に出して、市民にそこを理解していく必要があるんじゃないですかという、私の問いに対しては答えがなかったので、再度もう一度そのことを、そ

れも含めてしっかり周知していくというお考えかどうかということ、もう一度お伺いします。

それから市長に聞いたのは、一般論で聞いているんじゃないし、今回はそうですよと言っているんです。事前審査ということから、何も出てきてないですよということ、言っているんです。だからいきなり議案でもらっているわけです。ですから、そういうことでいいんだらうかということ、本当におっしゃるように何も対峙しているわけ、言っているわけじゃないです、私も。やはりそれぞれの役割があるわけですから、そこはしっかり審査の期間も必要だろうし、だから出したらそっちで、あとは議会で判断してもうたらよろしいんやんと、思っておられるかも分かりませんが、やはり提案する前に、もう少し説明があってもいいんじゃないかということ、申し上げております。今回の問題です。

○議長（飯田吉則君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 今回の問題は、今大畑議員がおっしゃったようなことなのかも分かりませんが、私が承知しておりますのは、この行政改革大綱を含めて、行政改革については、逐一方向性等については、委員会の中でもいろいろ御議論いただいております。

ただ、具体のここをどうすることについては、先ほどおっしゃったとおりかも知りませんが、大変それはどうなのかよく分かりませんが、基本的には冒頭申し上げたとおり、やっぱり事前にいろんな形で、いろいろ検討願って、お互いに市民への説明責任があるわけでありますから、そのとおりだと思います。もし今回はそういうことであればお許しいただきたいと。ただ今後については、今おっしゃったようなことも含めながら、十分そのことは反省しながら進めていきたいと、このように考えております。

ただ、私、これ議案として出す場合についても、これまで行政改革大綱の中でいろいろ御意見もいただいているもの、再度見ました。使用料についても一定の年限、先ほどおっしゃったことも意見として、議会から出ております。それを踏まえて、事務当局がこういうことで公平に考えた結果、先ほどあったようにやったんだと。ただこうしますよと具体的なことについては、今日が初めてだと、こういうことでありますので、そのことも含めて、事前審議というんじゃないし、よりお互いがそれぞれの議員の立場、私の立場も含めて、説明責任を市民にどう当たれるか、こういう観点で整理をしていきたいと、このように思います。

○議長（飯田吉則君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） その算定に当たっては、詳細な資料というんですか、そういったことだと思うんですけども、その部分につきまして整理できてる分は、所管の委員会のほうに提出したいと思っております。

○議長（飯田吉則君） 次に、14番、今井和夫議員の発言を許します。

○14番（今井和夫君） 同じところであります。両委員会に関わることなので、ここで一括審議を質疑をさせていただきたいと思います。

先ほどの大畑議員の部分とちょっと重複する部分もあるかと思うんですけども、とりあえず私の場合、確かに行政改革大綱で今までこの使用料ですね、その話も出てきてました。そこには受益者負担の原則に基づきとか、維持管理費を使用料で賄うことをベースとしてとかと、書かれてはおります。ただし、例えば前回の市長公室の委員会の中では、市民生活に影響のあるものは、ほとんどありませんとかというような説明だったんですよ。

ところが、今回蓋を開けてみたら、防災センター、生涯学習センター、各スポーツ施設、土万ふれあいの館、それから学校施設、文化会館等々ですね、冷暖房費だけの値上げの部分もありますけども、その辺り非常に市民が、多くの市民が利用しているその施設の使用料の改定で、値下がりしてる部分もごく一部にありますけれども、大体のところはやっぱり値上げになっているという、その部分ですね。

やはりこれらの使用施設は、市民が活気あふれるまちになり、市民がさらに宍粟市に定着していくという、そういう意味ではなくてはならない施設であり、むしろ値段を下げてでも、どんどんそういう活動を奨励していくべきような施設ではないかと、私は思うわけですけども、改めて今やはり値上げをすると考えている理由ですね、その辺りを再度お聞きしたいと思います。

それから先ほどもありましたが、冷暖房費を3割から5割にするというその辺りの根拠ですね、根拠も具体的な数字は委員会で質疑を出しておりますが、大ざっぱなところで、先ほど近隣の市町がほとんど5割なので、とかというような話がありましたけども、やはり宍粟市としてのしっかりした根拠も示していただければと思います。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） 同じ内容の答弁になるかも分かりませんが、答弁させていただきます。

まず1点目の今値上げを考える理由というんですか、そういったところだと思

ますが、第三次宍粟市行政改革大綱の取組といたしまして、平成30年度に消費税率2%増の改正分を反映させる使用料改定の内部検討を行った中で、近隣市町の当時の改正状況を踏まえ改正には至らず、本経緯については常任委員会でも御報告をさせていただき、負担の公平性からも引き続き検討するよう意見が出ていたところでございます。

こういったことも含めまして、令和3年度に策定しました第四次宍粟市行政改革大綱において、令和4年度に使用料及び手数料の見直しに取り組むこととしておりまして、利用者と非利用者との負担の公平性の観点から必要性に応じ、このたび改正するものでございます。

今回の改正につきましては、算定した使用料の単価を基に、市の負担割合と受益者の負担割合を50対50として、受益者負担を抑制することや、算定使用料と現行使用料の差が、先ほど申しましたおおむね20%の乖離の施設に限定すること。

さらには改定する場合でも、使用量が極端に増加しないよう、現行使用料の1.5倍を上限とするなど、使用料を改正する対象や内容を限定することで、市民活動への影響が極力少なくなるように、使用料を設定しており、また、使用料の減免規定などが適用される場合もあることも周知する中で、市民活動の後退や利用者減少を抑えていきたいと考えております。そういったことから、1年間の周知期間を設け、令和6年4月の改正を提案しているところでございます。

2点目の冷暖房使用料の5割加算の根拠ですが、繰り返しになるんですが、西播磨におきます近隣市町との均衡をベースとする中で、西播磨4市3町のうち、宍粟市とほか1町が3割で、他の5市町は5割加算を適用していることから、冷暖房使用料について、今回3割加算から5割加算に増額改定を行うものであります。

なお、施設ごとに設けております減免規定が、各施設の使用料に適用される場合は、冷暖房使用料についても減免ということを考えております。

以上です。

○議長（飯田吉則君） 次に14番、今井和夫議員。

○14番（今井和夫君） 詳しいことは、もう委員会でさせていただきます。先ほども言われました、使用する人と使用していない人との負担の公平性ということではありますが、この公共施設においては、使用している人、していない人というよりも、全員が全ての人が使用できるという、その権利はもちろんあるわけで、たまたま今は使用している人が限られてるとか、あるいはそういう部分があるかもしれませんが、基本的にはこれは一部の人だけが利用してる、だからその人だけで負担して

もらおうというその理屈ですね、それがどうなのかなと。先ほども言いましたが、市民活動を応援するという、そういう政策的な視点もあってもいいんじゃないかなとも思うわけです。その部分について再度お聞きして終わります。

○議長（飯田吉則君） 富田副市長。

○副市長（富田健次君） まず市民活動への影響の部分については、当然ながら減免規定であるとか、そういったことも先ほど御説明させていただきましたけども、それが低下することがないように、そういった取組を進めるとともに、そういった規定の部分についても、しっかりと市民への周知等を行っていきたいと思っております。

それと利用者と利用者以外の部分ということでございますが、やはり使用料をやっぱり算定するといった場合に、現行の使用料と実際にかかる費用というものを算定させていただいて、その中から額を決めさせていただいております。利用者と非利用者との負担の公平性の観点という部分なんですけど、これについても、基本的にはやはり使っていただく方に、応分の負担というところが原則かなと思っておりますので、そういった観点から今回の改正とさせていただいております。

○議長（飯田吉則君） 以上で質疑を終わります。

水口市長公室長。

○市長公室長（水口浩也君） 失礼します。すいません、今井議員さんから冒頭御質問いただいた点で、1点確認といいますか、委員会でのやり取りの中で、少し誤解があったのかなと思うところがございますので、訂正させていただけたらと思います。

御質問の中で、市民生活に影響はほとんどないという御発言いただいたんですが、当時委員会のほうで御説明させていただいたのは、市民の皆さんが直接使われる場合の関係するのは、おおむね2割程度ということで御説明させていただき、こういったことからあるんですが、できるだけ影響がない形で、改正のほうには臨んでいくという御説明をさせていただいたと思っておりますので、少し御理解のところ、誤解があったとしたら訂正させていただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（飯田吉則君） よろしいですか。以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第31号議案から第45号議案までの15議案については、第31号議案及び第32号議案の2議案と、第38号議案から第43号議案までの議案

の合わせて8議案は総務経済常任委員会に、第33号議案から第37号議案までの5議案と、第44号議案及び第45号議案の2議案を合わせて7議案は文教民生常任委員会に、それぞれ審査を付託します。

日程第16 第46号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第16、第46号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第46号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の策定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

千種町河内・西河内辺地区域内のちくさ高原総合レクリエーション施設は、市内の観光客が減少する冬季において、集客力のある貴重な施設であり、かつ河内・西河内地区の市民をはじめ、市北部の雇用の場となっておりますが、運営の安定、雇用の促進並びに地域の活性化を目的に、当該施設において、有利な辺地対策事業債を財源とした、圧雪車整備事業を実施するため、辺地に係る宍粟市総合整備計画を策定することから、議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第46号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第17 第47号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第17、第47号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第47号議案、辺地に係る宍粟市総合整備計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和4年3月に策定しました、波賀町原・日ノ原・音水・引原辺地区に係る宍粟市総合整備計画につきまして、楓香荘跡地の土壌汚染状況調査の結果による諸般の対応に時間を要したため、本計画の事業期間を、令和4年度から令和6年度の3年間に変更するほか、所要の変更を行うため、議会の議決を求めるものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第47号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第18 第48号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第18、第48号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第48号議案、宍粟市過疎地域持続的発展計画の変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年9月に策定しました、宍粟市過疎地域持続的発展計画の内容を一部変更し、交通施設の整備、交通手段の確保のための道路改良事業を行う市道路線を追加するものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第48号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

日程第19 第49号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第19、第49号議案、市道路線の認定についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 第49号議案、市道路線の認定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、地元自治会からの要望により、1路線を新たに市道に認定しようとするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます

○議長（飯田吉則君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので、質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第49号議案は、総務経済常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は終了しました。

次の本会議は、3月7日午前9時30分から開会します。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

（午前11時59分 散会）